

小諸市再犯防止推進計画 概要版

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存がある人、高齢者や障がいのある人で身寄りのない人など、地域社会で生活する上で複合的な課題や生きづらさを抱えている人が多く存在しています。再犯を防ぐためには、社会に復帰した後、地域社会で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、必要な支援が得られる環境を整えることが必要です。本市においても、国の再犯防止推進計画を踏まえ、市民やさまざまな機関、団体と協力しながら必要な取組を推進し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰、また、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心な地域社会の実現を目指し、「小諸市再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定し、「小諸市総合計画」や、「小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の関連する行政計画と連携を図ります。

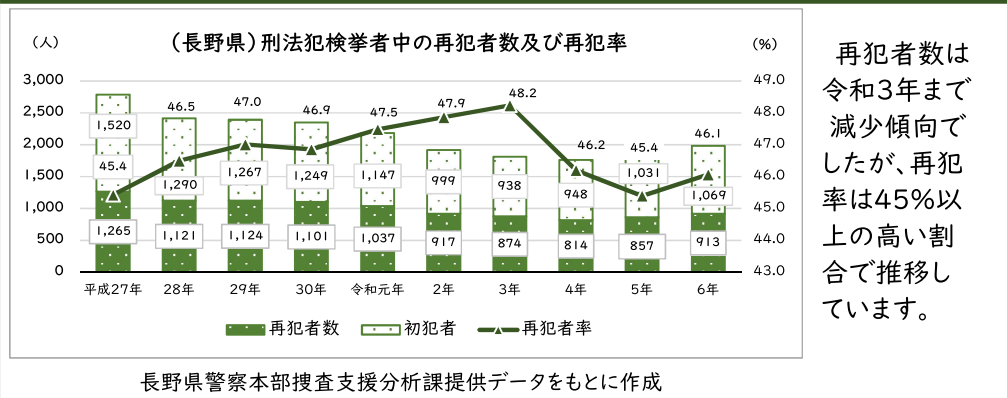
(3) 計画の対象者等

再犯防止推進法第2条第1項に規定する「再犯をした者等」(犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者)

(4) 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

2 再犯の防止等を取り巻く状況



3 重点課題と施策の方向性、主な取組等

(1) 就労・住居の確保

- ① 就労に向けた相談・支援の充実を図ります…生活困窮者就労準備支援事業など
- ② 地域で安心して暮らせる住居の確保に取り組めます…市営住宅の活用など

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進等

【高齢者及び障がい者等への支援】

- ① 相談窓口について、わかりやすい情報発信を強化し、相談しやすい環境づくりに取り組めます…地域包括支援センターの取組、地域活動支援センターの取組など
 - ② 既存の相談窓口について周知を強化します…成年後見制度利用支援事業など
- #### 【薬物等の依存症のある人への支援】
- ① 関係医療保健機関・団体等と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます…薬物依存対策など
 - ② 青少年を中心に薬物乱用防止啓発活動を行います…薬物乱用防止教室など

(3) 学校等と連携した非行防止に向けた取組

- ① 学校や関係団体等と連携を図りながら、非行防止に向けた取組を推進します…子どもを犯罪から守る取組など
- ② 問題を抱えた児童生徒への学校教育における支援の充実を図ります…SOSの出し方に関する教育など

(4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

- ① 複合的な課題を受け止める相談体制構築について検討を進めていきます
- ② 既存の相談窓口について周知を強化します…精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)の取組など

(5) 民間協力者の活動の促進等

- ① 民間協力者の再犯防止活動を促進するための支援を行います
- ② 民間協力者との連携を深めるとともに、再犯防止に向けた広報・啓発活動を行います…社会を明るくする運動など

(6) 地域による包摂の推進・再犯防止に向けた基盤の整備等

再犯防止や更生保護に関して周知・啓発を図り、より身近なものとして地域に浸透させていくための取組を推進していきます…広報・啓発活動の推進